

呉市監査基準の一部を改正する基準

呉市監査基準（令和2年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報管理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）</u>に基づき適切に取り扱わなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(情報管理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づき適切に取り扱わなければならない。</p> <p>3 略</p>

付 則

この基準は、令和5年4月1日から実施する。